

令和2年度

定期監査結果報告書

門真市監査委員

I. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項による）

II. 監査の対象部局 【企画財政部】

なお、監査対象の企画財政部の内部組織及び分掌事務は、次のとおりである。

課 名	課内グループ名
秘 書 課	なし
企 画 課	
財 政 課	
魅力発信課	
I C T推進課	

（企画財政部の分掌事務）

- （1）秘書に関すること。
- （2）市政の総合計画及び総合調整に関すること。
- （3）広域行政に関すること。
- （4）行政組織に関すること。
- （5）行政能率及び事務の改善に関すること。
- （6）市有施設、土地等の整備及び管理に係る総合調整に関すること。
- （7）行財政改革の推進に関すること。
- （8）財政に関すること。
- （9）広報に関すること。
- （10）情報化政策及び電子自治体の推進に関すること。

III. 監査の着眼点

監査にあたっては、主に令和元年度の歳入歳出予算及び事務事業を対象とした。

その中でも、主に各種事務事業の財務手続きから生じるリスクに着目し、事務の執行が関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、監査を実施した。

IV. 監査の実施内容

定期監査は、門真市監査基準に基づき、実施した。

また、提出された関係資料の点検や、担当職員からの説明を聴取し、その他必要な項目等について慎重に監査を行った。

V. 監査の日程及び実施場所

予備監査 令和2年9月7日（月）から同月30日（水）まで

本監査日 令和2年10月26日（月）

実施場所 門真市役所本館4階 委員会室

VI. 各課への質問事項・監査委員の意見

[秘書課]

問 文化の日式典における被表彰者への記念品を購入しているが、選定基準はあるのか。

答 市内企業の製品から、健康管理に役立つもの、防災グッズとして使用してもらえるものを選定した。

<監査委員の意見>

記念品の選定に当たっては、明確な選定基準を設けるなど、恣意的にならないよう透明性の確保に努められたい。

[企画課]

質問事項なし

[財政課]

問1-1 平成31年度（令和元年度）に締結した公会計推進支援業務委託の随意契約理由は、過去の契約実績をもとに必要な知見を有し、本市の状況に応じた専門的な指導、助言ができることとされていることから、過去の契約実績について質問する。

平成27年度に締結した地方公会計（固定資産台帳）整備支援業務は、プロポーザル方式で業者を選定しているが、平成28年に締結した地方公会計整備支援業務の業者選定方法はどうか。

答 固定資産台帳整備については、公共施設等総合管理計画策定と固定資産台帳整備を委託し、平成27年度末に整備を完了することとしていた。当該業務は公共施設等総合管理計画策定と固定資産台帳整備を包括した委託であり、固定資産台帳整備支援業務においては、本委託業務における協力業者の公認会計士が、地方公会計制度に精通する業務担当者として、本市に対して固定資産台帳整備に関する指導・助

言を行っていた。

また、同公認会計士は、庁内説明会において地方公会計と固定資産台帳整備に関する研修講師の一部を担当し、本市の固定資産台帳整備に関する庁内体制の構築支援を行うとともに、固定資産台帳の整備方針やスケジュールの策定、資産管理単位、評価方法、備品の計上基準等に関して会計的知見から指導・助言を行っていた。

平成28年度の門真市地方公会計整備支援業務については、固定資産整備と財務書類作成に関する知見が必要であり、本市の固定資産台帳整備に直接携わっていた同公認会計士は、財務書類作成に関する十分な知見を有するとともに、本市の固定資産台帳の整備状況を十分に把握していることから、本市の統一的な基準に基づく地方公会計制度導入について、より効率的、効果的な指導・助言が得られるものと考えられるため、随意契約を締結したものである。

<p>問1-2 同委託について、1工数18万円という単価、業務委託成果など、契約の妥当性について、どのように評価しているか。</p>
--

答 本委託業務は、固定資産台帳の更新及び財務書類の作成・活用に係る指導・助言を行うとともに、地方公会計に係る国の動向及び他団体事例等の情報提供を行うものである。

これらの業務は、公認会計士の資格を有し、かつ地方公会計制度に精通している必要があり、専門性の高い業務である。また、仕様書には業務に要する消耗品等の経費負担、社内体制、随時の資料提出等の業務であるため、単価については、妥当であると考えられる。

また、見積書上は計4工数（人日）となっているが、業務実績としては、複数の公認会計士が4度にわたって本市を訪問し、個別事例への指導・助言及び情報提供を行ったほか、随時の電話・メール等による照会の対応、関係資料の作成・提供等を行っており、これらに伴う委託業者事務所内での作業日数等も考慮すれば、十分な業務実績があったものと評価する。

これらの成果により、本市の財務書類等の作成について、適切かつ効果的・効率的に実施できたことから、本契約は適切であったと考えている。

<監査委員の意見>

随意契約の締結に当たっては、市民に対する説明責任を考慮し、他市の類似委託業務における契約手法の調査や相見積もりを徴取するなど、多角的な視点を持って比較・検証されたい。

問2 市町村における財政状況の見える化、決算情報等の開示に関する自己評価表セルフチェックシートについて、団体チェックと府市町村課チェックの結果が乖離しており、府市町村課による評価がEとなっているが、これについてどのように考えているか。また、この結果は部内等で共有しているか。

答 令和元年8月23日に大阪府へ「自律化に向けた体制整備計画等」を提出しており、当該整備計画にて決算情報等の開示に関する見直し目標値を設定している。10月23日付けで通知のあった自己評価表は、本市における見直し目標値と府市町村課が確認した時点での評価値が示されており、結果の乖離については、通知時点で比較検討するものではないと考えている。

また、府市町村課チェックへの適合については、大阪府へ「見直し済」と報告しており、今後、府市町村課にてチェックが行われ、最終結果は令和3年3月に行われる説明会にて示される予定である。

なお、見直し前の状況については、部内で共有しており、本市が設定した目標値を踏まえた見直し後の資料については、市長決裁を経てホームページで公表している。

<監査委員の意見>

多様化する住民ニーズに対応し、住民等の理解を得ながら行財政運営に取り組むためにも、より一層財政状況等を「見える化」し、情報発信を行うなど積極的に取り組まれない。

[魅力発信課]

問 声の広報発行業務委託の契約書に収入印紙が貼られていないが、問題ないか。

答 契約書について、当該文書が印紙税の課税文書に当たるかどうかの判断は、当該文書の作成者である受注者の責によりなされるものと考えているが、指摘された契約書について受注者に確認をしたところ、納付もれであることが判明したため、受注者において速やかな対応がなされている。

<監査委員の意見>

発注者である市が受注者に対して課税文書かどうかの確認を行うよう促し、収入印紙を貼る必要性のある契約か否かについて報告を求めるなど、市のチェック体制の構築を検討されたい。

〔ICT推進課〕

問1 令和元年度特定個人情報等に関する監査結果について、指摘事項等の経過確認はしているのか。また、その確認方法は。

答 指摘事項については、本年度中に改善状況等を所定の様式により提出してもらうこととしており、提出後に内容を確認し、担当者へのヒアリングや実地での確認を行うこととしている。

＜監査委員の意見＞

予定どおり改善状況等の確認を行い、適切な処理に努められたい。

問2 議事録作成支援システム（再々リース）賃貸借契約及び統合型GIS機器更新等（再リース）契約のこの2つの契約については、機器更新スケジュールを理由に特命随契を行っているが、今後の更新スケジュールの設定はどのように考えているのか。

答 議事録作成支援システム（再々リース）賃貸借契約については、現行の機器の活用が可能であることから、再リース契約として締結しており、賃貸借料についても通常のリース料に比べ割安となることから、製造メーカーの保守期間内において継続したいと考えている。また、統合型GIS機器更新等（再リース）契約については、令和3年1月31日付けで契約期間が満了するため、本年度において次期統合型GIS更新等に係る一般競争入札を実施しており、令和3年2月1日以降については、新システムの稼働を予定している。

＜監査委員の意見＞

機器更新計画を定めるなど、計画的な運用に努められたい。

問3 契約書・請書を確認したところ、大容量ファイル送受信サービス、情報セキュリティ研修支援業務委託、標的型メール訓練業務委託、建設図面ソフトウェア保守及びファイアウォールの設定変更契約に係る契約書・請書に収入印紙が貼られていないが、問題ないか。

答 契約書・請書について、当該文書が印紙税の課税文書に当たるかどうかの判断は、当該文書の作成者である受注者の責によりなされるものと考えているが、指摘のあった契約書等について受注者に確認をしたところ、情報セキュリティ研修支援業務委託

と建設図面ソフトウェア保守の2件に関しては納付もれが判明したため、受注者において速やかな対応がなされている。その他の契約書等については、課税の対象となる請負契約には当たらない準委任契約として受注者において判断がなされている。

＜監査委員の意見＞

発注者である市が受注者に対して課税文書かどうかの確認を行うよう促し、収入印紙を貼る必要性のある契約か否かについて報告を求めるなど、市のチェック体制の構築を検討されたい。

VII. 総括

監査の結果、歳入歳出予算及び事務事業は概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、事務処理については、起案文書の合議漏れ及び収受文書の相手先文書番号の入力漏れなど、改善・修正を要する事項が数多く見受けられた。

企画財政部は、総合計画を策定し、行財政運営を推進する市の基幹的役割を担っており、庁内各課からもその役割を期待されている。そのため、監査委員の意見に記載した内容を踏まえて必要な措置を検討するとともに、自らを律し、組織の模範となるよう適切な事務処理及び持続可能で効率的・効果的な行財政運営の実現に向け、取り組まれない。